

(電子メール施行／ファクシミリ施行)

経 総 第 30 号

令和3年8月13日

一般社団法人 宮城県経営者協会 会長 殿

宮城県経済商工観光部長  
( 公 印 省 略 )

本県における新型コロナウイルス感染症対策について (依頼)

このことについては、令和3年8月12日(木)から8月31日(火)までを宮城県・仙台市緊急事態宣言として、感染急拡大に伴う県の対策等が決定されたところです。

現在、貴団体所属の各事業者様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでいただいているところですが、お盆を迎え、人流の活性化が懸念されることから、改めて、下記事項を踏まえた感染防止対策について、周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

なお、貴団体におかれましても、ホームページ上での周知など感染拡大防止に向けた一層の働きかけをお願い申し上げます。

### 新型コロナウイルス感染症の感染予防の徹底を！

- **入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒等の励行、施設の換気等の感染防止対策**
- **国の接触確認アプリ (COCOA)、みやぎお知らせコロナアプリ (MICA) の導入・名簿作成などの追跡対策の徹底**
- **業種別ガイドラインの遵守**  
→ **特に「5つの場面」・「三密」のある施設については、これらの感染防止対策を徹底願います。**

※5つの場面とは… 感染リスクが高いとされる

- ① 飲酒を伴う懇親会等、② 大人数や長時間におよぶ飲食、③ マスクなしでの会話、
- ④ 狭い空間での共同生活、⑤ 居場所の切り替わり

※ 宮城県・仙台市緊急事態宣言の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>

【この通知に関する団体からのお問合せ】

経済商工観光部雇用対策課労政調整班

TEL : 022-211-2771